# （様式２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主治医→保護者→保育所等

医療的ケア実施（解除）に係る主治医意見書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名 |  | 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日（ 満　　 歳 　　か月 ） |
| 児童住所 | 青森市 |
| 受診状況 | □ 定期（ 年・月・週　　　　回）　　　　□ 不定期 |
| 診断名又は診断内容 |  |
| 主症状 |  |
| 既往歴 |  |
| 現在までの治療の内容、期間、経過 |  |
| 必要な医療的ケア解除できる医療的ケア | * 口腔内・鼻腔内の喀痰吸引　　　　　　　□ 服薬管理
* 気管カニューレ内の喀痰吸引　　　　　　□ 酸素療法
* 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養　　　　□ 気管切開部の管理
* 経鼻経管栄養　　　　　　　　　　　　　□ 吸入
* 導尿（看護師による導尿）　　　　　　　□ 人工呼吸器の管理
* インスリン注射
* その他（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 服薬状況※処方箋添付可 | □ 無 | □ 有 | 薬剤名 |  |
| 服薬目的 |  |
| 服薬方法 | １日　　　回（朝・昼・夕）□ 食前　　　分□ 食間　　　時間□ 食後□（　　　）時間おきに□ 頓服（　　　　　　） |
| 今後の方針解除後の留意事項 |  |

※裏面も御記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育施設における集団保育の可否 | 保育施設では，保育士１名につき複数の乳幼児を保育する集団保育を実施しており、午睡、食事及び集団での遊び等、保育者及び他児と接触する機会が多くあるため、転倒やケガ等の事故、感染症への罹患の全てを防ぐことは難しい環境にあります。こうした環境の中で日常生活を過ごすことについて、当該児童の身体的、心理的及び精神的な安全性の観点から、次のとおり判断します。□ ①保育施設における集団保育は可である□ ②保育施設における集団保育は不可である |
| 保育施設での生活上の配慮及び活動の制限 | 項目 | 内容 |
| 食事 |  |
| 排泄 |  |
| 移動 |  |
| 活動の制限 | ※別紙「保育施設における活動のめやす」を参考にしてください。□ 基本的生活は可能だが運動は不可□ 軽い運動には参加可□ 中程度の運動には参加可□ 活動の制限はなし（強い運動にも参加可） |
| 予想される緊急時の状況及び対応 | 状態・頻度 |  |
| 対応 |  |
| 緊急搬送の目安 |  |
| その他 |  |

青森市長　行

# （様式２）

　　　年　　　月　　　日

医療機関名

医療機関住所

電話番号

医師署名